南伊豆町合宿等誘致補助該当・非該当判断基準

|  |  |
| --- | --- |
| 該当 | 学校教育法で規定された児童、生徒、学生及び未就学児で構成されたスポーツ活動又は文化活動を目的とした学校の部活、クラブ、サークル、  ゼミナール、少年団などが組織の活動目的のために行う合宿、大会等  【例】  ・運動部、クラブチームの合宿練習  ・サッカー少年団の大会  ・応援団の合宿練習  ・ゼミの発表会  ・ゼミの調査合宿  ・サークルの合宿 |
| 非該当 | 修学旅行、臨海学校などの学校や学年、クラスを単位とする学校行事、社会人で構成された組織の合宿、業者が募集して実施するツアーや体験会、講習会  【例】  ・会社の部活動の合宿  ・社会人フットサルチームの大会  ・家族旅行  ・ゼミ、サークル等によらない、学生同士の旅行  ・バイク仲間でのツーリング  ・社員新人研修  ・商品等展示発表会  ・運転免許取得合宿  ・参加者が町民のみ |